

平成20年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会議事録（案）

【開催日時等】

開催日時：平成20年5月30日（金）18:00～20:45

場 所：四街道市庁舎第2委員会室

出席者：出石委員長、中畠委員長職務代理、大倉委員、栗原委員、佐々木委員、永澤委員、三木委員、宮原委員

（事務局）

神宮経営企画部長、高橋政策推進課長、永易市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査

（議題1関係のみ）加藤環境政策課長、勝山都市計画課長、伊藤下水道課長、森副主幹

【議 題】

- 1 平成19年度第2回の市民提案に対する市の考え方について
- 2 平成19年度市民参加手続の実施状況の公表について
- 3 平成20年度市民参加手続の実施予定の公表について
- 4 その他

【配布資料】

資料 1-1 平成19年度 第2回市民提案の概要

資料 1-2 市民提案に対する市の考え方の整理

資料 1-3 市民提案の回答(案)

参考資料1 めいわ調整池、小名木川周辺の地図・状況写真

資料 2-1 平成19年度 市民参加手続の実施状況一覧(案)

参考資料4 平成19年度 市民参加手続の実施状況について

参考資料2 平成19年度 市民参加手続の実施予定一覧(平成20年3月4日現在)

資料 2-2 平成19年度 市民参加手続の対象とならなかった行政活動一覧(案)

資料 3 平成20年度 市民参加手続の実施予定一覧(案)

参考資料3 平成20年度 公募委員が含まれる審議会等(案)

資料 4 平成20年度 市民参加推進評価委員会開催スケジュール

【議事概要】

- 1 平成19年度第2回の市民提案に対する市の考え方について
再度内部での調整、提案者との意見交換、地権者への配慮等した上で、今以上に踏み込んだ対応ができるかどうか、提案の趣旨が実現できるよう、調整することとなった。
- 2 平成19年度市民参加手続の実施状況の公表について
案のとおり公表することで承認された。
- 3 平成20年度市民参加手続の実施予定の公表について
案のとおり公表することで承認された。

5 答 申

6 その他

平成20年度 市民参加推進評価委員会のスケジュールについて
原案のとおり承認された。

【会議経過】

(高橋課長)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

私は本日の進行を務めます、政策推進課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

- 資料確認 -

それでは、ただいまから平成 20 年度第 1 回市民参加推進評価委員会を開催させていただきます。お配りした会議次第に従って進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、「市民参加推進評価委員会運営要領」第 4 条では、会議の公開が原則となっておりますので、提案代表者については個人情報なので、名前は消しております。本日の会議の公開、非公開についてお諮りいただければと思います。委員長よろしくお願いいたします

(委員長)

まず、課長がおっしゃられた今日の市民提案の部分である提案者の氏名については、前回の会議のときに、個人情報審査する要件でない場合については、傍聴者だけではなく、この委員会の資料としても出す必要はないだろうということになりましたので、今回は消してあります。なお、この会議は公開なので、その形で進めさせていただきます。傍聴者がいらっしゃるようでしたら入室を許可いたします。

(永易室長)

本日の傍聴者は 1 名おります。

(委員長)

それではお願いします。

- 傍聴者入室 -

(高橋課長)

それでは始めに委員長よりご挨拶をお願いいたします

(委員長)

半年以上振りでしょうか、委員会が又開かれますのでよろしくお願いいたします。

まず一つだけ申し上げたいことがあります。これは事務局に対してですが、前回 10 月 29 日に行った委員会において、19 年度の市民提案を受けて、会議でかなり議論がありましたが、議事録をまとめるのに相当の時間を要しております。その結果、議事録がまとまっていないものですから、日にちは確認しておりませんが、提案者に対する回答が相当遅れているだろうと思慮する訳です。

それから、今回審議する第 2 回市民提案についても、応募は昨年 12 月から今年 1 月にかけて行われているものです。それが 4 ヶ月経って今日ようやく審査に入ることになるわけですね。これはよくよく考えていただかないと、役所は忙しいことは判りますが、この条例自体のことを考えてみれば、どこを向いてこの条例を運用していかなければならないのか分かると思います。従って、年度もかわりましたので、細かいことは申しませんが、是非この条例の精神に則って今後運営していただきたいと思ってお

ります。一言冒頭に当たりまして申し上げさせていただきます。

それでは第1回会議を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

(高橋課長)

ありがとうございました。続きまして本日、経営企画部長よりご挨拶申し上げるところですが、東京に出張しておりますので、帰庁次第、会議を中断させていただきご挨拶させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、私ども事務局関係の職員を紹介させていただきます。

- 事務局紹介 -

また、本日議題1に関係する市の関係課から職員の同席をお願いしていますのでご紹介いたします。

- 関係課職員紹介 -

以上をもちまして市の職員紹介を終わらせていただきます。

それでは本日諮問させていただく3点について、大変恐縮ですが、四街道市長から委員長宛に出された諮問書を、私から朗読させていただきます。

- 諮問書朗読 -

以上の3点について、四街道市長から市民参加推進評価委員会委員長宛に諮問させていただきます。私からは以上ですので、これからの議事の進行を委員長にお願いいたします。

(委員長)

分かりました。ただ今3点の諮問を受けました。それでは議事に従い順番に決めてまいります。

まず、議事の1番、平成19年度第2回市民提案について、を議題といたします。

それでは事務局からお願いいたします。

(三木委員)

委員長、その前に資料の個人情報が消しきれっていません。議事に入る前に対象箇所を確認していただいて、差し替えが必要であれば直ちに手配いただきたいのですが、市民提案書の3ページ目に2箇所個人名が残っております。他のところは同じ名前の方は全て消えておりますので、議事に入る前に確認していただいて、中身に入る前に対応していただきたい。

(委員長)

そうですね。そういうルールなので差し替えなければいけませんから、至急対応していただきますが、説明は進めます。後ほど差し替えるということをお願いいたします。

(事務局)

それでは議題の1についてご説明申し上げます。資料 1-1 をご覧ください。

はじめに平成19年度第2回市民提案の概要についてご説明いたします。平成20年1月10日に市民参加条例第13条の規定による市民提案が、81名の署名を付して提出されております。提案の名称といたしましては、「カワセモホテルも飛び交う四街道の自然空間作り」サブタイトルとして、「小名木川、めいわ第2調整池の近自然型河川への改修事業」となっております。市内に自然豊かで市民が親しめる水辺環境を再生することを目的として、具体的には大きく分けて二点ほど提案されております。

一点目が、めいわ第2調整池を鳥類のサンクチュアリとしての環境を整え観察場所を設置し、野鳥観察地とする。具体的事業といたしまして、調整池に植樹をする。もう一点目として、観察場所の設置でございます。

大きな二点目、小名木川を魚類が生息できる環境にし、市民が「ほっ」と出来る空間とする。具体的事業といたしましては、小名木川堤体部への中低木の植樹、蛇籠の設置、魚道の設置についてであります。詳しくは提案書のとおりであります。

私どもはこの提案を受けまして、1月から3月にかけて、関係各課との意見調整、協議を行ってまいりました。4月21日には関係課、環境政策課、こちらは自然環境等の所管であります。それから都市計画課、緑の基本計画を所管している部所でございます。下水道課、小名木川、めいわ調整池の管理をしている所管課でございます。この関係課が集まり、意見交換を実施いたしました。その概要、主な意見につきましては、2ページ目の別紙にまとめてあります。

続きまして4月30日には関係課及び提案者を交えて、提案者の方から提案についての意見聴取を行っております。それらを踏まえた上で、市としての考え方をまとめまして、5月14日に市民参加推進本部幹事会、5月21日に市民参加推進本部会を開催し、検討をしてまいりました。

資料 1-2 をご覧ください。市民提案に対する市の考え方を整理する上で、市といたしましては、提案者や各課から様々な意見のある中で、市が主体となって事業を実施すべきかどうかの判断として、こういった視点で整理したらいいのか、という視点で検討し、次の5点について検討を加えてみました。計画への位置付けは、現在行っている市の施策や事業に合致しているか、二点目といたしまして、提案どおりの効果が見込めるか、技術的基準をクリアできるか、周辺住民、地権者その他団体等の合意を得られるか、優先されるべき事業か、予算化が可能かということにもつながりますが、総合的に検討いたしまして、以下の考え方をまとめております。

その点を踏まえまして、資料 1-3 に回答案を作成しております。資料 1-3 をご覧ください。市民提案の回答案ということで、大きな一点目として、市民提案の概要を整理しています。中ほどよりやや下のところに2として、市民提案に対しまして市の考え方を整理しました。はじめに結論を列挙してあります。その次の2ページにその理由をまとめてあります。2ページ目と合わせてご覧ください。提出された提案につきましては、平成18年1月に策定した「四街道市緑の基本計画」の基本方針に沿った内容となっております。

先ほど申し上げましたとおり、その上で提案の効果ですとか、技術的基準等を総合的に検討した結果、次のとおり判断したものです。参考資料写真等合わせてご覧ください。

一点目のめいわ第2調整池ですが、写真はAという一番上の2枚です。一点目の植樹についてですが、結論としては「当面植樹は行いません」としております。こちらにつきましては、隣接地に雑木林、水田等があり、緑が確保されているという判断です。すぐに植樹が必要ではないと考えております。但し、景観の件におきましては、緑の基本計画においても調整池の水辺景観の喪失というものが位置付けられておりますことから、計画には合致しているわけですが、計画の中で、配置計画というものがございまして、その中にはめいわの第2調整池は現在含まれておりませんので、優先順位、優先度としては低くなるものと思われれます。しかしながら、提案の趣旨に鑑み、引き続き調整池の機能保全を第一に考えつつ、植樹の必要性、植樹の時期、植樹場所、樹種について提案者と検討、協議を行いたいと考えております。また、現在進めております市民協働の観点から、植樹における植樹作業ですとか、樹木の管理等についても検討していきたいと考えています。

次に二点目の野鳥観察地ですが、「当面は整備しません」という結論でございます。現状において野鳥の観察は充分行える状況でございます。当面観察所を設置する必要はないものと考えておりますが、この点については、植樹と一体的に検討していく必要があるものと考えております。

続きまして、大きな第二点目の小名木川についてですが、写真は上流部から ~ の地点、ポイントごとに 10 枚ほど撮ってあります。まず一点目の魚道の設置についてですが、写真では、 です。段差のあるところが分かるかと思いますが、魚道の整備につきましては、自然の回復に効果があると思われること、技術的にも可能と思われることから設置していきたいと考えております。

二点目の植樹についてですが、写真の、 をご覧いただきたいのですが、写真からも分かる通り、周りの環境から緑は確保されているものと考えております。更に河川改修、最近ではU字溝のようなコンクリート三面張りだけではなく、改修されていることから、既に法面の緑化が行われている状況でございます。写真は、 、こちらほうが比較的最近改修されたところで、 については比較的早い時期に改修された部分でございます。 、 は見ていただきますと、自然化が進んでいるのではないかと考えております。樹木の植樹についてですが、堤体上部から 60 cm 以下については水が流れる部分として設計されていることから、この部分に植樹をしますと、流れを阻害する恐れがある、それから大雨、長雨の際には、溢水させる恐れがあると考えます。また、樹木の根の伸張、風雨による樹木の振動などにより、堤体部を傷つけたり壊したりする恐れがあります。そのようなことから、植樹については行わないもの、と判断しております。

三点目の飛び石等の設置についてですが、市民の方々が自然に触れるためには効果があるものと思われませんが、市が排水路へ入ることを薦めることになる関係から、危機管理上問題となる可能性が大きいため、設置をしない方向でございます。また、上流部については、経年により自然化が進んでおり良好な環境にあるものと考えております。

四点目の蛇籠の設置についてですが、当所には既に設置している箇所があります。写真の ですが、蛇籠による効果を検証しているわけではございませんが、自然の回復に効果がある可能性があるため設置したいと考えています。但し、設置場所等については、クレーン等進入できる場所、搬入の条件、効果的な場所等を提案者と協議して決定していきたいと考えています。

以上が市の考えとしてまとめ、回答案としたものです。よろしくお願いたします。

なお、傍聴で入室していただいた方が、提案の代表者でございます。よろしくお願いたします。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、提案代表者の方が来られているということですので、提案者に説明或いは補足をいただいてもいいのではと思いますが、いかがですか。

- 全委員了承 -

(提案者)

分かりました。

(委員長)

中身はもう読んでいるという前提で、もしよろしければお願いたします。何かありましたら思うこととお話いただいて結構です。

(提案者)

時間を割いていただきありがとうございます。簡単に自己紹介いたしますと、市民参加条例で市民参加の提案をする時、原案に携わりました。市民参加条例の市民提案手続については、私のほうでまとめさせていただいたという経緯もあります。現在緑の基本計画推進委員会の委員長になっております。また、NPO法人四街道メダカの会理事長です。

今回の提案ですが、私個人というよりも、この数年間様々な形で議論し調査してきたものをまとめた

という形で出されています。緑の基本計画は、四街道市では、00年1月からといましたが、それは市民参加という形で行うということで応募しました。委員会内に水辺部会をつくり、水辺のあり方について議論し、下水道課の協力を得ながら調査しております。それから、四街道市の魅力とは何かという形で市民の意向調査をしますと、一番多く出てくるのは、四街道の自然の良さというのを何とか守りたいということのようです。しかし実際は、そのための施策というのはほとんど行われていない。実は緑の基本計画の推進委員会の中での議論でも、なかなか総合的にこれを進めるということにはなっていません。そういう面では何らかの形で四街道の自然を保全する、回復することは急務ではないか。推進委員会に集まった市民団体も、私の関係している団体だけではなく、いくつかの団体で基本計画に基づいたものとして、こういうものが必要であるということが指摘されています。

それから先程市から出された問題の中で、植樹の問題等についていろいろ出されておりますが、最近の国・県の現状、その他の河川行政は、多自然化ということを非常に大事にしています。国土交通省河川局では、今までは治水ということだけを中心に進めてきましたが、1990年代から河川が多自然化を進め、市民が親しめる、自然を回復するという工夫がされています。今までは、堤防内に木を植えるということも可能になっています。また、調整池に関しても同じようなことが言われているのが実情です。また、先日千葉県で里山シンポジウムが東京情報大学で開かれましたが、その中で水辺の回復という問題が分科会で議論されています。県が、松戸市で自然を回復させるということでドブ川での実践、千葉市では、都川を親水公園化していくということも報告されています。

写真等の資料で出しましたが、どこの川に関しましてもできるだけ自然を回復させるという形で、堤防内に低木を植えるということがこれからの進め方になっています。そういった面では、四街道はその辺の議論が非常に不十分であったのではないかと考え、議論のきっかけになってくれればと思います。その中で気になっているのは、めいわ第2調整池が本当に今のままでいいのかということです。例えば、鳥類を研究している人たちの見方は、中に木がない形でサンクチュアリになるのか、そこに人が入らないから水鳥が非常に多いのですが、水鳥のために環境を良くするにはどうしたらよいかというと、内部まで木があるほうが良いというのが、野鳥の研究者とそういう人たちの意見です。

調整池についても、資料の中にありますが、近くの千葉市若葉区にある調整池では、観察のための施設を10年以上前に作っております。

魚道については、佐倉市では十数年前に小名木川の下流に魚道を設けておりますし、つい一ヶ月前には、上流部を市として保全していこうということで、地主からの希望を受け、下流については数年前に数億円で買収して、自然の水辺の回復という形にしております。それに比べて、四街道は自然が多く、また、市民が自然に親しんで行こうという意向が強いにも関わらず不十分である。最低このくらいは必要ではないかということで提案させていただきました。

(委員長)

ありがとうございました。事務局の説明、代表者からのご意見を踏まえて、ご質問やご意見などございましたらお願いします。

(大倉委員)

まず単語を教えてください。近自然型、多自然型、鳥類のサンクチュアリ。分からないので教えてください。

(栗原委員)

今の質問はどなたに対する質問ですか。事務局ですか、それとも提案者ですか。

(大倉委員)

事務局です。もしくは提案者の方。

(委員長)

要するに、市では物理的な回答をしていて、やる、やらないという回答をしています。もともとこの提案の趣旨として、提案されている中である意味難しい言葉も出てきますが、事務局として解釈をご理解した上での結論かどうかという意味もあるかと思しますので、分かる範囲でお答えください。

それでは提案者の方、解説をお願いできればありがたいのですが。

(提案者)

市は当然提案の中身を理解した上で、この回答案で出したはずですが。委員長が言われた中で1月10日に出した提案は、実は4月30日まで全然私とのやり取りがないのです。本来はこういうやり取りをもっと時間をかけてやった上で、市としての結論を出すべきではないかと思えます。担当課とは1回しかやっていません。そういう中で、分からないという問題が出たのではないのでしょうか。

多自然型というのは、様々な自然という意味で、特に河川行政の中でいろいろな自然を回復させようという意味で使っています。近自然型というのはできるだけ自然に近い形というような意味です。最初は多自然型で統一したが、近自然型のほうがいいたろうということで、みんなで議論して直した。充分直しきれなかった部分とかで残った部分もあります。それからサンクチュアリというのは、聖域という意味で、よく野鳥関係で使う言葉です。野鳥を完全に保護する、人が入らないような形で保護する。野鳥の会でよく使っています。

(委員長)

ありがとうございました。私も蛇籠が分からない。

(永易室長)

写真の の、金属製のネットに栗石を詰めたものです。

(栗原委員)

治水でよく使われます。今はコンクリートになってしまいましたが、昔は杭を打ってネットの中に石を入れ、水を所々堰き止める治水として生まれました。今はアンカーで、コンクリートで止めた形で水の勢いを調整するという意味で、もともとは治水から生まれた技術です。

(委員長)

その他、いかがでしょう。

(佐々木委員)

調整池ですが、私も現地を見てきましたが、現在調整池の内側で工事をやっていますね。あれはこの計画に基づいて21年度までやる計画の中の一部なのですか。

(伊藤課長)

現在調整池の工事はやっていません。その反対側で県道の移設工事を行っておりますが、沈下を防止するための盛土をしていて、一時的に盛り土用の土を置いているものです。

(佐々木委員)

分かりました。調整池の地権者は市ですか。

(伊藤課長)

その通りです。

(佐々木委員)

完全に市ですね。私的な人は誰もいないのですね。分かりました。

(中島委員)

提案者のように、自然を豊かにしていくような活動をされている方がいらっしゃる、或いは市に緑の基本計画があるにも関わらず、なかなか進展していないと提案者は考えられているようですが、そういったことを踏まえ、今回の件は非常に重要な提案をしていただいたのではないかと思います。今回 81 名の署名を付けられて提案をしていただいているわけですが、めいわ第 2 調整池と小名木川が、どういう川であって市にとってどういう使われ方をしている川なのか、或いは調整池はどのような位置付けなのか、広く市民の方に投げかけた上で、市の計画としてオーソライズしていくようなことも必要ではないかと感じました。今回の市民提案をきっかけに、あらためて池なり川なりの位置付けを、市民を交えて考える機会があるといいのかなと考えました。

(委員長)

質問の意味は二つ。一つ市に確認するのは、めいわ第 2 調整池と小名木川の行政的な位置付け、将来的なことも含めどのような認識なのか確認できますか。

(伊藤課長)

下水道課です。調整池につきましては、都市計画法で定めており、二つ以上の開発に対して従前の土地利用と造成に変化がおきますので、計画雨水の浸透が損なわれることから、洪水対策として設けられるものです。

小名木川につきましては、小名木川といわれていますが、実は 16 年までは都市下水路、都市施設として活用していたものを、16 年 2 月に小名木雨水幹線ということで、溢水対策として河川の整備をしています。ですから、厳密に言えば河川ではなく、雨水幹線ということで都市施設でございます。

調整池につきましては、時期的には全く未定でございますが、将来的には流末の整備が完璧になされれば、調整池は渇水状態になります。

(委員長)

最後聞き落とししました。もう一回お願いします。

(伊藤課長)

四街道、佐倉の流末は鹿島川になります。関係市町村の流末の整備が終わりますと、調整池は渇水状態になります。但し、そう申しましても自然が相手ですので、今まで以上の大雨がくれば、若干の水は溜まるようにしておきたいと思います。

(中島委員)

今言われたような基本的なものはもちろんありますが、それを踏まえた上で、自然として、緑の景観として、どのようにしていくか。それについては市民を交えて考えていくとか、これまでされていないような印象を受けました。

(宮原委員)

先ほどから聞いていますと、専門的には確かにそうかなと思うことも多々あります。今おっしゃられた下水道課の言うことも確かにそうかなと思うところもありますが、市民委員の一人として、小名木川に対する市民の思い、私自身があの川が分 2 トンの水流があってとか、かつて、釜池からの分水嶺からの流れだった、そういう川であったという思いはあるのです。そして四街道の将来をダイナミックに考えれば、調整池は迂回工事しているところですね、国道 51 号の抜け道として、非常に目立つところにあるわけです。その場合、関係課の三課で技術的にこうだと言うと納得しますが、もっとダイナミックに

この程度はやってもいいのではないが、そうすれば四街道の目玉になるのではないが、というような気持ちもあります。3課で技術的にこうですよと言われますと確かにそうなのですが、もっと何かそこできないものか。但し、確かに調整池は金網に囲まれて、人が入らないように安全対策という面があるのでしょうか、もしご提案のものができたとしたら、四街道はこんなことをやっているのか、他市の方からも目立つというようなことにもなります。ですから、こうですよ、いうのではなく、関係課の方もこの障害を乗り越えるにはどのようにしたらいいか、という気持ちでやっていただければと思います。

(委員長)

意見がありましたら聞かせてください。

(永澤委員)

永澤です。結論をみますと×が多いです。×が殆どで、魚道をつくったり、蛇籠をつくるということで非常に目立たない、費用もかからない感じです。私は郷土の森の下を、散歩で毎朝8,000歩位歩いています。提案を見たときにやっぱりそうかと思いました。こんな所にこんないい所があるのか、ただ、水がちょっと臭い、川底にヌルがあるということは水が相当悪くなったという感じを持っていました。いい所だとは思ったが、これを改善して提案するということが気が付かなかった。散歩する人が、川の土手は歩けません、朝20人位両サイドの森の下の道を歩いています。費用的なこともあるでしょうが、個人的には、めいわ調整池と小名木川の両方の植樹は×にしないで少し考えたらいいと思う。隣接地に雑木林や水田などがあり、緑が確保されていますとか、小名木川の周りの環境から緑は確保されているものと考えます、となっている。提案者も遠慮して毎年200m、10年かけて、2,000m位に低中木を植えることくらいは、私が市長だったら認めます。しかもその木は市が買うのではない。木を育てるのが好きな人は市内には大勢います。この人たちに労力を出してもらおう。木も出してもらおう。しかも堤を壊さないように低木のツツジやサツキを植えれば見事なものができる。費用は使わずに手作りで植樹はできる。しかし、蛇籠と魚道だけは提案はある程度認められたが、一般市民が見たときに何か市がやっているという程度で目立たない。これだけの提案なら、お金や労力をかけず、低木を200m両サイドに植えていくことくらいは認めたらいいと思います。

めいわの調整池は、野鳥観察地として設備をつくるということは少し行き過ぎだと思います。そのうちトイレが欲しいとか、手洗いが欲しいとか、要求が大きくなります。人間が見るために鳥が来ているわけではなく、人間も鳥と同じ立場で自然を楽しむということで、人が監視所のようなものをつくって双眼鏡を持ってきて観察するのはいき過ぎだと思います。

それから、川の中に飛び石ということはとんでもない話です。もっと先の話だと思います。

私の主張は、植木を植えることは考えられませんか、ということです。

(委員長)

具体的な意見、ありがとうございました。

(三木委員)

市の回答の中で、予算の優先度を見るとみんな になっています。×ではなくて です。現在進められている緑に関する施策の中で、今回の提案は、なぜ全部 が付いているのか説明していただきたいのと、先程提案者の方が堤防内に低木を植えることは、最近は行なわれているとおっしゃられていました。一方で、市は、小名木川については堤体上部から60cm以下は植樹をすることはできないと言っています。回答では小名木川の堤防内は無理だが、一方でそういう施策も取られつつあるというところで、何がどう違うのか分からないので説明していただきたいのですが。

(委員長)

予算の件と、60cm以下の低木の植樹の件、いかがですか。

(永易室長)

堤防内の植樹の件については、担当課から技術的なこともありますので説明させていただきます。予算については、というのは非常に判断しかねた部分がありまして、緑の基本計画、計画というところを見ていただくと分かるように、基本計画とか、緑の基本計画の位置付けからいけば、この提案は計画に沿っているものですから、予算化されていっていいものではないかという考え方が一点。しかしながら先程申し上げましたとおり、具体的に、計画期間内にこれだけの整備をしていきましょう、こういったことをやっていきましょう、という部分に含まれていない部分があるので、優先的には低くなるということ。それから、小名木川の蛇籠については、既に設置していることもありますので、予算化すればできるであろうとは思いますが、蛇籠を設置することが計画の中に入っているかということ、方向性としては合っているが、具体的な事業としては位置付けされていないような部分もあり、優先的にどうなのかと事務局として判断に苦慮しまして、という判断をさせていただきました。

(伊藤課長)

堤防内の植樹については、提案者の方からお話がありましたが、おそらくスペースに余裕のある場所ではないかと思います。写真でもお分かりのように小名木川雨水幹線は、それほど幅の広い幹線ではありません。実際に堤防内に植樹して根が水みちになって崩れたという事例も多々あります。そういった点から、河川管理者としては好ましくないという考えです。

(三木委員)

堤体上部から60センチ以下というのは、市としてそういう判断をしているということですか。

(伊藤課長)

はい。水量的なもので、何年に一度の大雨などで計算して出しています。

(三木委員)

小名木川の堤防に関しては、そうだということによろしいのですか。

(森副主幹)

小名木川の場合、最大の水かさが60センチくらい出るということです。

(三木委員)

予算についてはで判断しかねるとのことですが、緑の基本計画というのは平成30何年とか、かなり長期の計画で、提案者の提案を拝見すると、1年、2年とか期間を決めているのではなく、全体としてやっていくという提案のように受け取りました。予算については、今年度とか来年度とか、短期的な視野だと判断しかねるということであつたとしても、緑の基本計画の期間中に市民と意見交換をしながら、長期的に話し合いをするとかは、十分に提案の趣旨を考慮すればあり得るのではないかという印象を持ちました。

私はここに住んでいないので、この場所がどのように市民に親しまれているかということとは分かりませんが、市民に親しまれていて、ある意味では緑の基本計画にも合致していて、政策的な不整合もないということであれば、視点の長さを変えて考えていただくということは充分あるのではないかと思います。

めいわ調整池については「当面は」となっていますが、小名木川については「する」「しない」という結論で、特に植樹については「しません」ということで、先程の説明だと技術的な問題ということで

したが、市民と話し合いを重ねながら整備していくという議論はあってもいいのかなと思いますので、そういう視点からも、この提案を受け止めていただくほうがいいのではないかと思います。

(委員長)

今出た意見では、折角出していただいた提案であるし、それなりの理由もあるであろうという点多かった。整理しておきたいのは、この市民提案を、この委員会で植樹はすべきだとか、飛び石は置かなくてよいというような結論は出しようがないと思います。この委員会はそのような権限はありません。現地を見た方もいますが、その判断をここで出すことは無理です。

元々、条例上、市民提案を受けるか、受けた結果どうするかは、市の機関、今回の場合は市長の判断になります。従って、市長が最終的にどう判断するかにあたって、この市民委員会でどう考えるかということを示せばいいと思います。そういう形でないと多分まとまらないし、むしろ市への投げかけという形でいいと思います。

例えば、この提案にかかる予算は1億円かかるということになれば、これは予算上の問題になりますので、長期計画にないものであれば難しいと判断ができます。ところが、今回の計画は、単年度で見れば200万円くらいで、自治体の予算としてはそれほど大きなものではありません。

もう一度事務局に確認しますが、予算執行上明らかにできないということであればこれはどうしようもないと思います。予算上、仮に問題なければ、市長に予算の範囲内で何とか対応すべきではないかという意見を我々が出せるのか、予算対応の可能性があるかどうかです。

もう一点は 他の委員にも確認したいのですが、予算上、具体的な計画の中で、永澤委員や他の委員からも意見がある植樹について、河川管理の観点からだめなのか。資料1-1の2枚目に4月21日に内部で検討されているもの、これを見ると明らかにやらないことを前提に議論されています。

この条例は何のためにあるのか、やれないことを前提に話をするのではなく、ゼロから考えてこれはやることによって問題があるということであれば無理だという答えを出せばいいと思います。やったほうがいいという結論が出ればやればいいと思います。この条例の趣旨に鑑みれば、できる方策から考えてあげないといけないと思います。

加えて、市の回答で、魚道くらいはつくってもいいのではないかという部分がありますが、やれるかもしれない、やらなくてもいいかもしれない、そういうところについての市の扱いがこの言葉に表れているのではないのでしょうか。

二点目としては、河川管理上、都市計画上、できないのかどうか。60cm以下では明らかに溢水が生じる可能性があるので、市としてはやれないと判断をされたのであれば、それは無理でしょうという判断にならざるを得ないと思います。

予算について、状況によっては対応できるのかどうか。それから植樹については絶対にできないという判断なのか、それとも、市としては好ましくない、又は計画にないからできないという程度なのか その二点についてお答えいただけますか。

(永易室長)

まず一点目の予算についてですが、実際に我々が見積もるともう少し高いようではありますが、先程委員長からご指摘がありましたとおり、その年数とトータルの金額が550万円くらいだと思いますので、行政の予算規模からすると全く手が出せないというものではないと思います。但し、この提案制度ができたときに、こういった提案をいただいたときに予算措置をできるのかどうかということに疑問があります。提案を受けて予算化する際の財政部門との連携が確立されていません。このような提案について

委員会の中で実施についてご意見があった場合、予算措置をするという流れが確立できていないので取扱いに苦慮しております。但し、全くだめかということ、できなくはないとも考えていますので、担当レベルでは、財政部門に対して何らかの形で関わりを持ってもらうような流れをつくっていきたいと考えております。

もう一点の植樹についてですが、技術的なことについては、先程担当課から説明がありましたが、事務局として非常に気にかかっている部分があります。4月21日の意見の中にもありますが、一つは業としている地権者への配慮が必要ではないかということです。この河川の幅はあまり広くないために田んぼが隣接していて、当然、生業としている水田の地権者がいます。そういった方達の合意が取れるのか。例えば、鳥が飛んできて米を食べてしまうような懸念もありますので、地権者とも合意形成が必要ではないか。考えをまとめると合意は難しいのではないかとということで、×にした部分はあります。提案があった場合に行政が間に入って合意形成をなしていくべきなのか、それとも、提案である以上、提案者が合意をとった上で提案してくるべきなのか。市ではまだ決めかねている状況でして、今回の提案については、今の段階では合意はなかなか難しいのではないかとということもあって、この植樹については×という判断を事務局としております。

(委員長)

技術的、法的なことを確認できますか。

(伊藤課長)

法的にできないということはありませんが、スペース的に問題があると考えています。

(永澤委員)

例えば、写真 から下流側を望むのと、 から上流を望むという所、このような場所にツツジやサツキみたいな木を飛び飛びに植えることで、土手が崩れなくなるのではないかと、素人目には思います。根で土が押さえられて、雨でも崩れないように感じますが。

(伊藤課長)

根が水みちになってしまうことがあり、実際にそれで壁が崩壊した例があります。

(永澤委員)

県内でそういう例があるのですか。

(伊藤課長)

県内ではございません。植栽については、余裕のある広い河川であれば可能だと思います。

(永澤委員)

先日、手繰川を環境に関係のある人たちで歩いてみました。これはサツキでも植えたらいいなど。野原で、なぜそういうこと気が付かなかったのか、あそこに低木を植えたら水みちになって壊れるという気がしませんが。

(委員長)

条例を議会の議決を経てつくった以上は、本来財政部門が議論に入らないとおかしいのではないかと思います。やる、やらないは、私たちが判断する話ではありませんが、何かの提案をして事業をしようとすればお金はかかるわけです。一番怖いのは委員会で作るといっても、財政がノーと言ったのでできませんでは、条例の意味が没却されてしまいます。そうではなく、もっと提案者と話し合わなくてはいけないですし、市の中で調整をした上で、予算上はできるが技術的にだめ、法的にだめだとか、法的にはクリアでき、是非やりたいがお金がなくてできない、こういう結論があってもいいと思います。事務

局は、そこまで精査してここに出してもらわないといけないのではないかと思います。担当課の判断でなく、市の判断をしてもらわなければならないと思います。

それから、関係者との合意形成はなかなか難しい問題だと思います。本来ならば、提案制度をよりの確に運用していくためには、提案者が合意形成してくるものかもしれません。但し、このようなことを全部やっていたら提案できるかといったらそうでもないので、案件によってだと思います。問題は、このケースの場合、検討したが合意形成は不可能だろうという結論を市として出したのであれば、いい計画だが、実際にはできない。住民、地権者との関係が崩れてしまう。また、管理者にとっては、溢水が起きた場合には重大な問題になります。そういった主張があってもいいわけです。

それらが整理されて出てこない、ここで議論してもしょうがない話ではないか、私はそう思います。皆さんどうですか。

(三木委員)

その点は考えたことがあります。一つは市民提案制度というのは、市民からの提案を市の政策として受け入れるかどうかだと思います。予算にしても合意形成にしても、事業を行うと決めてから予算を獲得するとか、実施するための合意形成を図るとか、そういうことを通常されているわけですね。市民提案も、市としてこの提案は重要だから受け入れるとなれば、受け入れる条件にするのではなく、その後の努力の問題だと思います。その時点では採用したいと思っても、もしかしたらその後の調整で時間がかかってしまうかもしれない、財政的に調整できないかもしれない、そのリスクは当然あると思います。市として実現に向け努力するのもしないのかという所がまず先にあって、その後に実際にお金がつくつかないかというのは、その先の話として努力をするかということになると思います。

提案時点で提案を受ける、受けない、市の施策として重要と考えるかどうかというところに、判断要素として入ってきてしまうと、それは本末転倒な気がします。合意形成の議論にしても、小名木川周辺にはおそらく大勢の地権者がいて、提案者が地権者に対し全部合意形成を図るとことは難しいと思いますが、緑の基本計画に基づいて、市として環境の整備や緑の整備をしていくという政策を、市は進めていく責任があるわけです。それを具体的にどうやるかということは、どんな場面でも地権者とか関係者との合意形成や調整が必要になってきます。政策として大事と思うかどうか、市の施策として受け入れるかどうかというところで、その提案は受ける、受けない、を言える立場ではないということは何となく分かりますが、判断するにあたっての優先順位はそちらのほうだと思います。

市民提案だからこういう前提ができる。現実には政策する上では、必ずつきまとうものだと思いますので、そういう視点で庁内の検討をしていただきたいと思います。

(宮原委員)

私も市民提案の会議をやっていて感じることは、三木委員のおっしゃるとおりだと思います。

市民提案というのは、元々は市民が喜んで提案する、自分が住んでいる所に対してどのようにやっていくか喜んで提案する、それを潰すようなことはしてはだめだと思います。それは事務局として見識があって、合意形成が無理だから、予算が取れないからと、そういう考え方になるのは分かりますが、しなやかに考え方を变えてやっていただきたいと思います。できなくてもいいのです。それに向かう姿勢ができれば、市民提案制度の本来の目的は達するのではないのでしょうか。是非とも基本的な姿勢だけでも、市民提案制度がある段階において、事務局の方は変えていただきたいと思います。その姿勢がないと、いくらやっても砂を積み上げたようになってしまう可能性があります。

(委員長)

反対の意見とかありますか。

(中島委員)

賛成の意見ですが、このような市民提案があった場合には、市としては、恐らく多くの方の反対はないだろう、こういうことをしても問題はないだろうということしか、すぐにやりますという回答はできないのではないかと思います。それで、すぐにはできないという回答を出さざるを得ないのは当然のことと考えます。

但し、この提案自体を前向きに考え、引き続き考えていくということで、提案の回答案では、めいわ調整池の植樹についても引き続き検討、協議を行いますとか、小名木川についても、次の改修計画に合わせて検討したいという意見をつけているわけですが、その検討、協議或いは計画が、遠い将来のことではなく、もう少し現実的な形で取り組まれるのか、或いは当面先送りにするのか、といったところを考慮して回答したほうがいいのではないのでしょうか。

植樹や野鳥観察地については、いろいろな方の意見を聞いてみないと意見が分かれるところだと思います。それを考える価値があるのか、広く投げかけていく必要があるのか、一つの選択肢として考えるかどうか検討した上で回答したほうがよろしいと思います。

(委員長)

事務局にこの市民提案手続のスタンスを確認します。ただ今委員から出た意見は、市民提案はそれなりに尊重し、前向きに考えていくということですよ。市民の知恵を生かしていくためにつくったという認識で皆さんは見ているようですが、条例では詳しく書いていませんが、考え方によって受け方が変わってくると思います。

もう一点は、今これだけの意見が委員から出ているけれどそれは受けられない、この回答を変えることは不可能だという強い意思があるようならそれを言ってください。それらを踏まえて、委員長としては、今回これは答申できないと思います。先程から言っているように委員会として、いい、悪い、の判断はできませんので、もし答申するのであれば、「予算の許す限り提案者の意向に沿うよう植樹は検討すること」とかそんな答申になると思います。

それ以前にこれまでの流れを見る限り、提案から4ヶ月弱経って、ようやく市民提案者代表4名と話をしている、それから提案を受けてから3ヶ月経って、ようやく関係課との協議をしている。その間、いろいろ調査しているのかもしれませんが、先程の用語を充分承知していないことを踏まえれば、やはり私たちが期待しているほど十分な調査ができているとは思えない。委員の方も、もし意見があれば言って欲しいと思います。再度調査して関係課と議論をし、提案者と話をし、もう1回上げていただけないのでしょうか。

市民提案手続について、市の考え方はありますか。

(高橋課長)

市民提案制度の市の考え方についての質問ですが、第13条、14条に規定している委員会の役割、これを踏まえますと、第14条では提案されたことについて調査、審査するということが書いてあるわけですが、去年4月1日から施行されたものですので、市のシステムとして熟成されるためには、ある程度の期間が必要ですので、委員の皆様の意見もお聞きしながら進めていきたいと考えております。

(委員長)

二つ目の、検討の余地はこれ以上ないのか、まだ検討の余地はあるのかという点はどうでしょうか。

(高橋課長)

これまで、市の推進本部、その下部の幹事会での審議を経て、今回の諮問に至ったという経緯がございます。そこで、もしもう1回ということになれば、その辺の手続きも新たな項目として加えなければならないでしょうし、できれば皆さんとこの場で協議させていただければと思います。

(委員長)

市としては、できれば結論を出して欲しいということですね。それだけの熟慮をして機関決定してきたということだと思います。それを前提にこれから答申をできるかということだと思います。

(三木委員)

この委員会で何を答申できるかということで、委員の間で共通イメージがあるとは思えないが、少なくとも、市からの説明が不十分ではないかという意見の方が多いのかなという気はします。ここでは、提案について市の判断が妥当かどうか調査等を行いますということが言えるのかという部分について共通認識を持たないと、最終的にどう対応するかという議論がとてもしにくいと思っています。

市の考え方の妥当性について調査等を行いますということについてどう解釈すればいいのか、どのように答申に落とし込んだらいいのか、その部分の整理をしていただくとありがたいのですが。

(委員長)

難しいところですね。

(栗原委員)

私も妥当性というところでは、委員会の中で検討していかななくてはいけないと思います。一つには提案者の側の提案内容の妥当性という検討というのも対象になると思います。

その次に、提案者と行政のほうで十分に話し合いが行われたのか、意思の疎通があったのか、行政は提案内容を十分に理解したのか、或いは行政の考え方が十分に提案者に理解されているのか、そのような妥当性についても、考えていかなければいけないかと思います。

それらを踏まえて、行政がこの提案に対して一定の結論を出された。その結論の根拠となるものが、本当に合理的な根拠があるのか、行政が論拠として主張されることが本当に合理的なものであるのか。例えば、植栽の件で上部から60cmより下は植栽ができないということは、今でき上がっている都市下水路というのは、少なくとも最大水量が入っても60cm以内で必ず収まる大きさで作られているものと思います。すると、その水位まで1時間当たり50ミリで計算したのか、100ミリで計算したのか、小名木の水路に流れる水量が、どこからどのような形で小名木川に水が入り、その合計水量が毎秒どのくらいになるのか、それによって河川の上流部ではどこまで上がるのかということがよく分からない。数字で60センチと言われても、その根拠が本当に正しいのかということです。大雨が降っても、半分も水が上がらないかもしれない。これについては分からないかもしれない。行政として回答を出すには、合理的な根拠を明確に出していただかないと、充分か不十分かということはこの委員会で審査していくことができないと思います。

そのようなことも含めて、回答に対してだけ妥当性を与えることはなかなか難しく、提案者からスタートしてそれぞれの段階ごとに妥当性があったかなかったかをこの場で意見として取りまとめて、市にお返りするほうがよろしいのではないのでしょうか。市はそれを受けて、提案者との話し合いが少なかったなと思ったら、もっと話し合いをして意思の疎通をしていただきたいし、再度考えていただければ、もう一度水量計算をしていただき、小名木の水路がそれだけの植栽に耐えられないものかどうか、再度検討していただく。そのような形で進めていただきたいというのが私の考え方です。

(三木委員)

質問します。そういう技術的なことまでここで判断することになるのですか。

(栗原委員)

合理的な説明になっているかどうかということしか認められないと思います。

(三木委員)

この件も、一方では植栽が必要だといい、一方で、直接の原因でなくても何かあった場合には、周辺の住民の財産に被害が及ぼすわけです。委員会としてそこまでは責任を持ちきれない、判断しきれないところがあると思います。そうすると何を元に、市の意見が妥当と言うのか。そもそもこちらが妥当といいにくいもの、妥当か妥当でないか判断しにくいものも、市の考え方とか意見の中には入ってくる可能性があるわけです。ですから、何を判断していいのか、何に対して私たちは責任を持つのかということところがぴんとこないのですが。

(委員長)

我々は市の附属機関ですから、投げかけられたことについて、決まったやり方で活動するのが役目です。それが決まっていない。考え方について、いいか悪いかを出すのであれば、もっと広い視野でやるべきだという意見になってしまったり、それは良くないことだと思います。ですから、この段階では答申は出せない。出すとしたらもっと考えてからでなければ出せないですね。

(栗原委員)

委員会の中で、市民提案をどう評価して答申を出していくかということところがまだつくられていない。その段階で答申を出すということは、合意の上では難しいところがあるのではないのでしょうか。

(中島委員)

市民提案を評価するのではなく、市の回答について、私たちはどうすればいいのか、提案自体がいいか悪いか、賛成か反対かというものではないので、委員長のおっしゃるように、調査や説明が不十分な点が見受けられるのもう少し検討すべきである、というような意見ならつけられると思います。

(三木委員)

答申は、一つの提案に対して一回ということなのでしょうか。

(委員長)

中島委員の意見を答申としてしまうと、市がそれを受けて考えても委員会には再諮問はなしで、やはり当初答申のとおり、となってもいいことになってしまいます。ですから、私としては答申を出せない。答申ではなく、再度検討してもう一度委員会に諮ってほしいと思います。但し、先程あったように、市の意見として機関決定しているので回答は変えられないのであるなら、中島委員が言うように、答申を出すしかないと思います。

二度答申があるかということ、この場で答申を出し、再度市から諮っていただくことになると思います。

(三木委員)

結局、委員会が出す意見が、注文を含めたものを出してそれを市で調整したものを、再びここで諮ってそれを最終的答申ということもありうるのか。

つまり、ここで意見を聞き、決まったものを提案者に返す流れが、表面的なものになるのか。結局、調査をするということは、委員会から注文も出るということ想定されていないとおかしいと思います。調査をした場合は、いいか悪いかだけでなく、ここが不足している、ここが不十分であるとかということにもなると思います。ですから、か×ではない。調査を行うということは、そういうことも含んだ検討にならざるを得ないと思います。そうすると、委員会で答申が出ないと、提案者の方に返せない

わけですね。今の流れからすると、委員会では注文があるということになると思うので、そういう場合にどのような形で事務方に投げかけて、委員会が答えを得ることができるのでしょうか。

(委員長)

前は文言修正に入りましたが、今回はそんな段階ではないでしょう。次回違う案件が出たらどこまで入るか分からないでしょう。市として、市民参加推進評価委員会の役割、この文書は変で、諮問に応じ、とは書いてあるが、答申のことは書いていませんが、諮問する以上は、委員会として答申を出すことにある程度重みがあると思います。但し、委員会での決定を尊重するのかもしれませんが、決定権は市にありますので、結論は市長が判断すればいいわけです。

その前段が何も決まってないので、次回までに市民参加推進評価委員会の調査、審査する内容について、市として一回出してもらえますか。併せて、もし継続できるようでしたら、この案件は次回に再調査、再審査をさせていただきたいというのが私のまとめ方になります。事務局としてはいかがですか。

(高橋課長)

それでは、再審査、再調査、答申の手続きも含めて、再度開催せよということによろしいでしょうか。

(委員長)

これまでの議論を踏まえて、私の見解としては、そういうことです。

(中島委員)

事務局としては答申を出してもらった方がいいのではないですか。今議論した内容で出してもらった方がいいのではないですか。

(委員長)

出してしまうと手続きはすみません。進めていいのですか。

(中島委員)

それで、もう一回できるかどうか考えて。

(委員長)

諮問はしているので再度諮問する必要はないが、今回まだ答申を出してない。

(三木委員)

答申という形でなくて、答申と意見は意味が違うので、現段階での委員会の意見を一応お示しした上で、それについての回答を次回いただく。こちらから何か出すということもあってもいいのではないのでしょうか。但し、この委員会には意見を出す権限はないのかもしれませんが。

(委員長)

その間に市に本委員会の権限について整理していただきたいと考えていました。委員会の立つべきスタンスが決まっていないから議論が分かれ、視点がぼやけるということになるので、この点もセットで次回に送れないかと思っていました。

(宮原委員)

私自身は、各委員が市民提案のあり方について、方向性を議論する場であるべきだと思います。提案自体をいいか悪いかという権限は市にあるわけです。ですから、出てきた市民提案に対してはどうか、ということしかこの委員会では言えないのではないかと思います。市の担当部課が、市民提案の方針に沿ってやっているかどうかを委員会でチェックする、そういう場だと思います。それ以外に結論を出したり論議したりする場ではないし、それ自体できない。我々委員が覆す知識を持っているわけでもない。我々委員会は何をやるのかということになると、提案制度に沿って我々が持っている思いとか考え方と

か、それに対して市がやっているかどうか、チェックするような形でしかできないと思います。

（委員長）

宮原委員が思っていることはみんな承知している。但し、問題はその先です。今、議論となっているのは、それを判断するだけの材料が示されていますか、ということです。60センチというのが、いいのか悪いのか、技術的、というのも一つあるでしょう。それ以前に、そこまで調べているのか、ということもあります。調べた結果、水量が一時間あたり、何が適正かは我々には分からないわけです。でも、ある程度根拠が調べてあれば、我々は納得するわけです。一方で、市は提案を全く受け入れる気はないが、実際にはやったほうがいいのではないかと我々が思えば、それは意見として出せるわけです。それ以上のことはできない。同じことを私は言っているつもりですが。逆に言うと、今のところで結論を出したほうが良いとお考えですか。

（宮原委員）

そうでなく、先程からの意見を聞いていると、こうあるべきだよという立場で提案を扱っていることが問題ではないか。技術的問題について、市はどのようにクリアするか、我々は議論すべきではないかということです。

（永澤委員）

一つの問題で、これからいろいろの提案が出るでしょうが、我々は完全に専門家にはなれないわけですので、市民感覚で常識を持って判断すればいいのではないのでしょうか。蛇籠やサンクチュアリという言葉 皆さんは知らないわけです。知らない人が提案を判断するということはおかしな話です。ですが、それは仕方ないことで、中庸のところ意見で述べるに留まるのではないかと。今度、物井に道路をつくるということなどは難しい問題で、我々は判断できないと思います。

もう一つは、事務局としては、議会の日程から今日は問題なく進むと思っていたと思いますが、委員長がおっしゃったように、もう一回差し戻しにした場合、日程的に1週間以内でやらないと皆さんの仕事に差し障りがあるのではないかと。そうであるなら、事務局から困ると言って欲しいと思います。

（栗原委員）

先程、私は数字的なことを言い皆さんが混乱したかもしれませんが、具体的なところまで踏み込んで考えていくかということをお願いしたのであって、最初に委員長が言われたように、提案者から提案が出されてから、相当の期間待たされて議論もされなかった経緯であったり、或いは4月21日と4月30日でこういう話をしましたということが書かれていますが、どういう会話が取り交わされて、提案者がどういう感想を抱いたか、分かりにくいところがあります。もっと深く提案者と話し合って、より提案内容をくみ取る努力をしたのかということも考えたいです。今回は下水路に関わることですが、今後、土木工事、建築工事に入ってくることになってきたときには、本当に一級建築士でないと分からないことも出てくるかもしれない。それをこの委員会の中で審議するのはとても難しいので、どれだけ深く提案者と議論して、より深い返答をしたのかということに、この委員会の中で意見をつけて行政にお返しする。委員長が言われたとおり、こんなに長く提案を放置しておいてはいけないと私は思います。

そういうことから、今回の市民提案を受けた行政の姿勢。どういう答えが出て行政が決定することなのでその部分はいいいのですが、答えに至るまでの経緯について、行政がもっと真摯に取り組んで欲しいというようなことを、この委員会の中では文案化して、行政には答申に近いような形で提出することもできるのではないかと。思います。

（中嶋委員）

私は技術的にとか、予算的に可能性があるという前提で詳しく調査がされていないということよりも、それは二次的な問題ではないかと思っているのですが、市民提案の回答案の中に他の市民の方がこの内容についてどう考えるか、という観点が欠けているのではないかという気がします。

例えば、提案のとおりにするということになった場合、提案の方だけの意見でいいとか悪いとか、市が考えてスタートしてしまっているものなのかということです。市民提案制度のあり方にも関わることかもしれないが、やはり今回の提案のようなものについては、もっと広く他の方はどう考えるかということも含めて、投げかけて考えていくというような形にし、少し慎重に回答を出したほうが良いような気がします。提案を受け入れてやるにしても、やらないにしてもです。

(永澤委員)

中嶋さん、実際問題として本当にそんなことができると思いますか。

(栗原委員)

これは、市民提案の概要から、どういう取り扱いをしたかということは広報に載せて市民に開示する手続きになっています。その段階では結論が出てからになりますけれども、市民に対してはこういう提案があってこういう結論が出されていると。答えしか載せていませんが。こういう検討がされて市はこういう判断を出しましたという。これは広報で出す話でしたね。

(高橋課長)

公表することになっています。

(栗原委員)

市民に知らせるということが義務付けられていますよね。

(委員長)

中嶋委員が言われているのは、第三者が関わるようなことを、提案者の提案についていいか悪いかを行政とだけで判断していいか。もしかしたらこの人たちに不利益を与えるかもしれないということだから、ある程度それらも配慮しなければならないのではないかという意味ですね。

(中嶋委員)

そのとおりです。

(委員長)

そこまでできるのかという話になると、話はどんどん広がっていき、市民提案をやれる前提で全部調べ上げてここに出すことになります。一方で、何も調整しないでいいか悪いか判断してしまうと、独善的な判断になってしまいます。この委員会の判断でチェックしないといけない事項は探せばいっぱい出てきます。先程、宮原委員と永澤委員から出ていた、ある程度今日議論したこと、結論を出してあげたらという意見も出ていましたね。そういう意味では、提案者と充分話をする、庁内で調整すること。そして、必要に応じて第三者、他の市民との調整をした上で、ここの回答以上に取り組めることがないか充分検討した上で、回答を修正して相手に示すように、というような回答になるでしょうか。回答文の修正ではなく。市が関係を調整した上でできることはもう少し努力をして、回答を直して相手に出示してくださいということになると思います。

(永澤委員)

異議なし

(委員長)

ここでできることはそれしかないと思います。

(永澤委員)

できれば植樹は市民に植えさせる。市民の木と市民の労力でお金はかけない方法で。

(佐々木委員)

市民提案手続の内容を担当する委員会ですから、委員長が言われたように、市民が参加をする方向に市としても是非もってってもらいたいという気持ちが委員の中に非常に強いのではないかと思います。技術の基準や効果や予算の優先度とかの前に、市民参加に対する内容に合致した提案なのかというような部分が比較の要因としてあっていいのではないかと感じます。ですから、委員長が言われたように、前向きに検討、再検討を部分的にはお願いしたいという形になるのではないかなと思います。

(永澤委員)

市民参加ですから、業者に植えさせるのではだめなんです。スコップと植木一本を持って行って、市のお世話になっている植木屋さんにサービスでやってくれと、市民も業者も全部ボランティアで。自分たちで木を植えたら見に行くと思います。

(中嶋委員)

委員長の言われたことでよろしいのではないのでしょうか。

(委員長)

結論を出しましょうか。

(宮原委員)

よろしいですか。極端に言えば、今日出席されている提案者が、市の結論で提案者として提案する意欲を失うようなものではないけない。それには内容もありますし、提案者に示す示し方や受け入れ方もあるだろうし、そういうことをチェックするのがこの委員会の役割だと思います。

(委員長)

それではここで決めましょう。代表者の方がご同意していただいたと理解しまして、ここではこの回答文を承認するわけではなく、承認する以前に再度内部での調整、それから提案者との意見交換、そして地権者との可能性への配慮等をした上で、今回の回答以上に踏み込んだ対応ができるかどうか、提案の趣旨が実現できるように今後調整されたいというような答申にする、それでよろしいでしょうか。

(永澤委員)

異議なし

(委員長)

一点だけ加えて、毎回この調子だと大変なことになるので、市民参加推進評価委員会のあり方は、今後のためにもある程度守備範囲をしっかりと抑えておく、我々も抑えておきたいので。それは市でも十分に検討していただければと思います。一つ目の議題はこれでよろしいでしょうか。

(高橋課長)

委員長、部長が見えましたので一言ご挨拶いたします。

- 神宮経営企画部長挨拶 -

(委員長)

それでは、議題の2点目、平成19年度市民提案手続の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

(庄嶋主査補)

資料ですが、資料 2-1、参考資料 4、参考資料 2、参考資料 2-2、ここまでが2番目の議題になりま

す。あらかじめ申し上げておきますと、まず 2 番目の議題の平成 19 年度の市民参加手続の実施状況についてやった後、3 つ目の議題としまして、平成 20 年度の市民参加手続の実施予定をやりませう。

昨年度の 2 回目の委員会の中で、市民参加手続の評価方法について、皆さんに議論していただきました。その件については本日の議題には入れておりませんが、次回は是非検討していただきたいと思っております。今日は優先的に公表しなければいけない関係から、市民参加手続の実施状況並びに実施予定について議論していただくことになっております。

まず、2 番目の議題の昨年度の実施状況についてご説明いたします。これは条例の第 16 条に基づき、毎年一回、実施状況を公表することになっております。本日の審議を経て、問題なければ公表したいと考えております。

資料 2-1 ですが、昨年度の行政活動としましては、個々のものは読み上げませんが、こちらに示した 12 点が市民参加手続の対象ということになりました。皆さんにご説明申し上げたいのは、資料 2-1 と参考資料 2 でございます。参考資料 2 は何かといいますと、昨年度のこういったことを実施しますよというものです。実施予定の場合、追加が生じましたらその都度更新し、ホームページで公表していますが、この資料はその最終版ということになります。平成 20 年 3 月 4 日時点で示していた実施予定が、参考資料 2 となります。参考資料 2 と資料 2-1 を比較していただきながら、問題点というか、事務局として力の足りなかったところもありますので、それを反省材料としてご説明したいと思っております。その内容が参考資料 4 として、本日追加させていただきます。

一点目としましては、平成 19 年度の実施予定に加えておきながら、全く市民参加手続が行えなかったものが 4 点あります。参考資料 2 の 4 番から 7 番になります。これは予定に入れておきながら全く手がつかなかったところですので、それから参考資料 2 の 2 ページをご覧ください。生涯学習推進計画がございまして、これに関しては意見提出手続までを昨年度中に行う予定だったのですが、できずに 20 年度に持ち越しになっています。これは部分的にはありますが、実施予定に載せていたとおりには実施できなかったというものです。原因としましては、当初立案したスケジュールがあるわけですが、その通りに進捗していないということです。これは市民参加の問題ではなく、市の仕事のスケジュール自体の問題になるかと思っておりますが、そのようなことが原因になっていると考えます。市民参加手続が入るといことは、市の仕事のスケジュール自体も少し変わってくるということですので、本年度に関しては施行 2 年目ということでもありますので、スケジュールをきちんと立てて、それを守りながら市民参加手続を実施していくように、我々のほうからも庁内に指導を図りたいと考えております。

それから二点目ですが、比較していただいている二枚の資料 2-1 と参考資料 2 の冒頭を見比べるとすぐ目に付くと思っておりますが、実施状況の冒頭に出ているのは、予定の冒頭にある市民協働指針ではなく男女共同参画になります。これは、実施予定に載せるのは忘れたが手続き自体は実施していたということです。これも我々の完全なミスなので、今後改めていきたいと考えております。

三点目ですが、これは手続きの結果となりますがパブリックコメントです。意見提出手続を実施した案件は 8 件あるわけですが、そのうち全く意見提出がなかったものが 6 件ありました。どのような周知方法をとったか確認したところ、意見提出がなかったもの 6 件のうち、市ホームページに掲載したものが 6 件、市政だよりに掲載したものは 1 件だけでした。つまり意見提出がなかったうち 5 件は、市ホームページだけの周知だったということになります。一方、意見提出があった 2 件ですが、いずれも市ホームページと市政だよりの両方に掲載してございました。データサンプルがあまり多くないのでどこまでいえるか分かりませんが、市政だよりに関しては、四街道市の場合は新聞折込で配付しており、一番多く

の市民の方々、関心のある市民の方々が一番多く見る媒体であると考えております。市政だよりに載せた場合は回答が得られていると考えられます。但し、市政だよりの掲載は、スケジュール上1ヶ月以上前に紙面を確保する必要があり、急に載せたいと思っても載せられないことがあり、スケジュール感をもって取り組まなければならないということになります。現状では、市政だよりの効果が期待できる部分がありますので、今後は可能な限り、市政だよりの掲載をスケジュールに組み込んでやっていくよう指導をしたいと考えております。また、当該案件に関心を持つと考えられる団体等は当然ありますので、個別に意見募集についての周知を図ることも努力としては必要ではないかと考えております。

ここまでが、昨年の実施状況を踏まえた反省点並びに対策の方向性ということで説明させていただきました。

それから資料 2-2 について併せて説明させていただきます。こちらは市民参加手続の対象になる、つまり条例第6条第1項に該当しますが、第2項の除外できる規定に当てはまるので市民参加手続の対象としなかったものの一覧になります。傾向としましては、市税並びに金銭の賦課徴収に関するものに該当する場合は、市民参加手続の対象としないことができとなっております。法律の改正に伴って条例を改正したのも市民参加手続の対象から外すことができることになっております。

傾向と違うのは、3番と11番、3番は都市計画の地区計画に関わるものですが、建築基準法に基づく手続きが市民参加の手続きとしてあり、そちらを適用したので条例上の手続きはしなくていいとしました。同様に11番の森林整備計画の策定も、森林法に基づく縦覧とパブリックコメント手続きをしたということで、市民参加条例の手続きから外しています。法に基づく手続きがある場合はそちらを優先し、市民参加条例の対象から外して運用することにしています。13番は、条例の施行に伴う経過処置として、既にその事務に取りかかっている、時間的制約がある場合は、市民参加条例の手続きを行わなくてもいいという附則第2項を適用したものです。市立小学校及び中学校の通学区域規則の改正が該当しました。これは2学期の9月から適用するので、時間的な制約という意味でも認められると判断し、市民参加手続としていないということになっております。以上であります。

(委員長)

それでは、議題の2について質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(中島委員)

当初、この予定の一覧をつくる際には、関係各機関、担当課から出していただいているようですが、もれたものがあったというのは、担当課で出すのを忘れたということですか。

(庄嶋主査補)

一つはそういうことです。市民参加手続の予定の照会をかけ回答があったものに対して、こちらから再度詳しい市民参加手続の予定を出してくださいというやり方をしています。

2点目としましては、どのような計画を現在策定しているのか、情報はそれなりに入ってくる立場にはあるので、もう少し情報を得てこちらから確認をするなど必要性はあるかと思えます。

(中島委員)

担当課で気をつけていただくとともに、もれがないように努力をしていただくといいですね。

(委員長)

今のことは認識しておかないといけません。これは条例違反なのです。もらしたのは明らかに6条、8条違反だし、公表を忘れたら16条違反、現場は多分そう思ってないでしょう。条例違反という意識を持たせなくてはならないと思います。推進本部がありましたよね。何かの形で、担保しておかないと条例

の仕組みとか将来見直したときでもいいし、それ以前に何らかの形で対処しなければいけないと思います。どういうことかという、条例違反とともに市民に対して違反しているわけです。忘れてしまったではすまされない。市民に対してやらなければならないことをやってないという認識を政策推進課として持っていただき、担当課に強く指導しないといけないと思います。

その他どうでしょうか。中身でおかしいところがあれば修正をして公表しなければいけないので。修正すべき点などはありますか。確認ですが、参考資料4は公表しないのでしょうか。説明用ですね。

(庄嶋主査補)

説明用です。

(三木委員)

どれが市民への説明をしようとしているものですか、全部ですか。

(庄嶋主査補)

資料 2-1 と資料 2-2 で、審議を経て了承されれば、公表することになっています。

(委員長)

参考資料3の(3)にあるパブリックコメントについて、8件中6件意見が出なかった件ですが、案件を見るとやむ負えない部分もあると思います。どんなに広報で周知しても、意見が出ない類のものもあります。私なりに見ると、他の自治体でも出ないような案件、例えば市営住宅条例とか条例施行規則の改正などです。パブリックコメントで意見が出ないとはいけないわけではなく、市民が意見を述べられる機会が保障されていることが市民参加の意義としてあります。意見が出ないのはやむを得ないのかもしれませんが、但し、対策に書かれているとおりで、可能な限り意見が出てくるように積極的な広報をしていかなければいけないだろうし、前回の委員会で説明のあった8番のみそら団地の道路の整備計画などは、地元の人たちにとっては多分関心事とは思いますが、それが果たしてどのくらい周知されているのか、そこは私たちも気になる場所ですから、極力意見が出るような活動をしていただければいいと思います。

資料 1 と資料 2-2 は修正をすることなく公表するという事で承認してよろしいですか。

(佐々木委員)

このシリアル番号というか、最初についているものですが、予定表の番号と実施とは違っていき、20年度のものも替わっていますが、これは各部、課順に並べ替えているのですか。

(庄嶋主査補)

そうです。最終的な段階で、部、課順の番号に並べ替えております。追加で途中から入ったものであってもそうしています。

(委員長)

それでは続きまして議題の3、平成20年度市民参加条例の実施予定について説明をお願いします。

(庄嶋主査補)

引き続き説明いたします。資料3と参考資料3をご覧ください。こちらは、平成20年度に実施予定となっているものの一覧です。これも先程の実施状況と同様で、条例第16条に基づき、毎年度一回は公表することになっております。運用上、途中で追加があった場合は、追加したものを併せ、市ホームページ上で速やかに公表しております。実施予定として今日の審議で了承されれば、この形で公表するという事で考えております。行政活動の名称は読み上げませんが9件ございます。これはどのように集めたかという、まず年度の当初に、各課が持っている計画や条例や施設の計画、何らかの制度など、

一通り出してもらっております。そういったものを出してもらった上で、今年度、制定するとか改正するとか予定があるか知らせてもらい、その上で回答のあったものに対して、それぞれの課でどんな市民参加手続をとるのが、実施時期はいつかということをお返していただく方法を取っております。また、この表になった段階で、再度全庁的に、他課があげたものを見て、自分の課はもれていないかを確認してもらっています。その上で、今回9件あるわけですが、平成19年度の当初に、委員の皆さんに議論していただいたときには、当時上がっていた行政活動の中には市民参加手続の方法が一つしか取られていないものが複数あったことをご記憶されているかと思えます。条例の趣旨を踏まえ、複数やるのが望ましいので、一つしか実施しない場合には理由をつけるなど、運用で改善しております。今年度に関しては、いずれも複数の手続がとられています。昨年度或いは一昨年度から取り組んでいる場合は、その時からのものを含めた合計になりますが、いずれも複数の手続が取られています。また、条例上は、単に複数の手続を取ればよいということではなく、第8条第1項で意見提出手続、いわゆるパブリックコメントないしは意見交換会手続を実施し、広く意見を集めるということは必ずやり、なおかつ、第8条第2項で、対面型で検討しながら案をつくっていく、審議会等手続や市民会議手続、併せて実施するのが望ましいということにしております。その要件と照らし合わせても、いずれも意見提出手続ないしは意見交換会手続は必ず実施し、審議会等手続、市民会議手続を併せて実施しているということになりますので、条例の規定を満たしております。

それから、参考資料3ですが、元々条例の公表の対象ではありませんが、四街道市市民参加条例については、公募委員が含まれていれば条例上の審議会等手続として扱うことになっております。では、どの審議会等に公募委員が入っているのか明示する必要がありますので、自主的に公表しております。今年度は11件で、昨年度が年度当初8件だったのに対し、改選のタイミングで公募委員を採用するというケースが増えております。6番の国民健康保険運営協議会は、今年度の改選時の予定になりますが、これも含めて11件ということになります。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に質問等ありましたらお願いします。

(宮原委員)

公募委員を二割以上求めていくというが、二割以上になっていますか。去年も足りなかったが。

(庄嶋主査補)

求めてはいます。但し、条例上に割合のことは書いてなく、別の規定でということになっておりますので、最終的な判断は各担当課に任せています。市民参加条例は当課ですが、その審議会等の公募委員の人数については別の課で把握しておりますので、言える範囲で言っています。

(宮原委員)

去年市民参加条例ができて、活発になってきたというわけではないですね。

(庄嶋主査補)

昨年度まで公募委員を入れてなかった審議会が入るようになり、数も増えたことを考えますと、市民参加条例に対する考え方が広まってきたと言えるのではないのでしょうか。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。

(三木委員)

資料に関する質問ではありませんが、気になるのが、2番の市民協働制度導入のための指針の策定の

パブリックコメントの取り方が前年度拝見したときに、あまり意見が出しやすいような形ではなかった
ので、その後改善されたのかお聞きします。

(庄嶋主査補)

意見交換会手続のことですか。

(三木委員)

はい。意見交換会です。

(庄嶋主査補)

確かに、何を求めているチラシが分からないとのご指摘でした。今日は現物を持っていませんが、今
年6月に行う意見交換会手続に関しては、これからの話なのでまだ証明できませんが、見やすくして何
を求めているかは多少改善したつもりです。昨年度の意見交換会手続のチラシ広報の失敗を踏まえ、市
民会議手続として定めている検討会議の募集の際のチラシに反省点を生かしました。その結果、手を上
げてくださった方が30名以上いらっしゃいまして、四街道市の中の公募の会議の中では少ない数では
ないと思うので、チラシを見て関心を持った方が多かったという一つの証拠になると思います。

(三木委員)

それはよかったです。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

昨年度の資料に出ていたかもしれませんが、生涯学習推進計画の策定について、参考資料3にある生
涯学習推進協議会で審議されるのですが、この審議会の性格上、公募委員が少ないような印象を持
ちました。こうして下さいというわけではありませんが、アンケートが18年度に実施されているとい
うことで、他に入っている方が関係団体の方が多いと推測されますが、広く市民の方の意見を取り入れ
ていく、参加していくような手続きがとられるといいのではないかと感じました。

(委員長)事務局、いかがですか。

(高橋課長)

中嶋委員がおっしゃられた件ですが、審議会と委員の選任に関する指針があるわけですが、大体約
人位という部分がございます。担当課としても多くの方を入れたいのですが、団体からの推薦云々をや
っているとなかなか公募の方まで入れられなくなる。勇気を持って見直しをする必要がありますが、庄
嶋が申し上げましたように市の問題ですので、担当課との打合せや協議の中でお願いをしています。

(委員長)

その他。

(佐々木委員)

資料3、それから参考資料3の中で、実施方法が各課増えているというようなこと、それから現在の
公募委員が含まれる審議会が増えてきている、トータルとして公募委員数も増えてきているというこ
とで、大変努力されているのだと感じました。逐次増やしていかないと、我々の目標である市民参加とい
うのが末広がりにならないのだから、非常にうれしいなという感じを受けました。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。資料3が公表されるのですね。

(庄嶋主査補)

参考資料3も公表します。

(委員長)

そうしましたら、今回でなくてかまいませんが、全審議会の内、どの位の割合が公表されているのか、率を入れてもらってもいいのですが、公募委員の参画がどのくらい図られているのかを示していただけますか。これがもしかして、四街道市に審議会等が100あって11だったら1割なわけです。恐らく審議会等としているので、附属機関と要綱設置のものも含めれば、実際にはもっとあると思います。それを示してもらってもいいのかなと思います。そこはお任せします。いずれにしましても原案を公表していただくということで決定してよろしいでしょうか。

- 異議なしの声 -

(委員長)

ありがとうございます。続きまして今回3件の議事が終わりこれを答申するわけですが、特に一番の議題については先程かなり変更がありましたので、事務局と私で調整させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

- 異議なしの声 -

(委員長)

特に議題1の答申案は、皆さんで確認していただいたほうがよろしいですね。

(三木委員)

案は事前に提示していただいて、各委員に意見があれば一応それを聞いていただく機会は設けていたきたいなと思います。

(委員長)

一旦、私と事務局で調整して原案をつくり、各委員に送って意見を集約して確定しましょう。それでよろしいですか。それでは後日まとめた上で答申するということにします。

続いて次第の6番、その他、これにつきまして事務局からお願いします。

(庄嶋主査補)

資料4でございますが、今年度の最初の推進評価委員会ですので、開催スケジュールの確認をさせていただきますと思います。

まずお詫びですが、昨年度は3回開く予定が2回になってしまい、今日の冒頭、委員長もおっしゃられておりましたが、半年以上も開催されていないということもありまして、その点お詫びいたします。昨年度開かれなかった分が今年度になってしまうということもあり、今年度は4回予定させていただきましたと思います。こういった内容になっていくか、第1回は本日の内容ですが、第3回、第4回は、10月と来年の3月で設定しております。本日も非常に大きな議題になりました市民提案の提案が上がってくるタイミングということもありますので、7月に今年度の第1回を予定しております。それから、昨年同様12月から1月位に第2回の提案を予定していますが、それらが上がってきて、内部調整が進んだくらいのタイミングで第3回、第4回というのを10月、3月で考えています。第4回の議題の中に、来年度の市民参加手続の実施予定が入っております。理想的なスケジュールとしては、前年度内に実施予定を審議し終え、新年度当初に実施予定を公表するのが本来は望ましいので、そのように進めたいと考えております。来年度の実施予定が最後の第4回に入っております。

それから、昨年6月下旬頃に皆さんに委員の委嘱をさせていただいており、来年6月下旬まで任期がございます。そういった観点から、来年度第1回のこの委員会までは皆さんの任期の中でやりたいと考

えております。前年度の市民参加手続の実施状況、本日は市民提案の2回目の審議をやったという関係から次回にまわしていますが、本来ですと前年度の提案状況も、来年度の最初の委員会で皆さんに議論していただきたいと思います。

それから、前回議論していただいた市民参加条例運用の評価方法について、続きを議論していただき、結論を出していただければと思っております。今年度第2回の委員会に関しては、8月に開かせていただければと思っており、そのときは評価方法について集中的に審議していただければと考えております。その際ある程度の評価方法の方向性が定まりましたら、第3回で内容をほぼ固め、試行的に決まった評価方法を適用して、例えば今年度の上半期で実施した市民参加手続の実施状況を試行的に評価していくとか、或いは皆さんがよろしければ、19年度の結果の内、全てではないかもしれませんが幾つかをサンプルにして評価してみるとか、第3回でできたらいいかなと思っております。

それから、委員会の大きな役割としてこの条例の見直しがあります。3年を超えない範囲で一度見直すということが条例の規定にあり、是非皆さんの任期中に条例の見直しについても議論をしていただき、意見をいただけたらと思っております。その件を第3回又は第4回で議論していただきたいと考えております。皆さんの2年間の審議の結果を、第1期の報告書のようなものを来年度の最後でいただけたらと考えております。

以上、事務局で考えたスケジュールですが、皆さんに意見交換をしていただいて、本日このスケジュールを確定していただければ、それに合わせて動きたいと思っております。

(委員長)

スケジュールを決めるというのは日程を決めるということですか。

(庄嶋主査補)

まだ割り振りだけです。

(委員長)

分かりました。只今の事務局説明について質問等ありますか。

(三木委員)

個人的な経験則からするとこのスケジュールで大丈夫なのかなという不安があるのですが、それはどの程度の見直しを考えていますか。

(庄嶋主査補)

ある程度、このレベルまでというような守備範囲を決めさせていただいてやることになるかと思えます。条例そのものの問題が一点あるかと思えます。もう一つは、運用の方法についてです。条文については皆さん読まれて思っていることがあるかと思えますので、そこは是非意見をいただきたいと思えます。それから、運用の部分については、評価方法と関わってくる部分もあるので、どこまで評価をして運用のことがいえるのかという部分では未定のところがあるかなと考えております。

(宮原委員)

条例の見直しですが、この条例自体、市民参加の我々は参加せずに専門家の方々にやってもらっていますね。その後我々が参加したのです。

(庄嶋主査補)

制定は、ここにいる大倉さんや栗原さんが参加されていた市民委員会という市民参加の場がありまして、そこで条例の骨子をつくりました。その骨子を基に庁内で条文を調整し策定しています。今の質問の意図は、既に専門家の目が入っているのではないかということかもしれませんが、十分でなかった面

もあるようです。そういう意味では、今回有識者という形で入っていただいている皆さんにその部分を期待しています。

(委員長)

私も気になるのは、事務局で検討をし、本部で再検討したものが上がってくるかもしれないが、事実上2、3回目でのこの諮問になりますね、果たしてできるのかなという点です。また、2年度分の運用をみないでやるのはいかがか。3年で見直すことと条例上はなっています。見直し条項を入れる以上、形式的な見直しにとどめるべきでないと思います。結果的に改正しないにしても、検討は全体に及んでやるべきだと思います。まして最初の見直しは大事ですから。運用してみて分かる問題もあります。

一つ提案としては、現委員会が報告書を提出するのであれば、報告書の中にこの条例の問題点、運用上の課題を挙げ、それらが詳らかになっていけば、新しい委員会でその課題に対応するためにどう直していったらいいのかと持っていけるのではないかと。うまくここを切り分けないと、任期が代わるので非常に難しいと思います。

(庄嶋主査補)

説明では明確に出ていなかったのかもしれませんが、3年を超えない範囲ということですので、当然次の第2期の委員になった時点で、まだこの条例の見直しの話は続くのは確かです。そういう意味では、今おっしゃっていただいたように、報告書の中にそこまでの時点で出てきた検討の結果を載せておいていただいて、引き継ぐという形も考えられます。

(委員長)

但し、難しいと思われるのは、3年ということは平成22年4月ですが、その前に条例改正について議会の議決を得る必要があります。さらに議会にかけるまでに相当手続きがあるわけですから。実質的には現委員会の任期後の半年程度しか余裕はなさそうです。

(中嶋委員)

見直しだと改正しなくてははいけませんよね。

(委員長)

この案を進めたとして、条例の見直しは、21年6月の段階で現委員会から上がっていかなくてはならないと確定するものではないという理解でよろしいですね。その他いかがでしょうか。

(庄嶋主査補)

概ねこのスケジュールでよろしいということであれば、全員お揃いですので、今年度の第2回の日程を調整させていただきたいと思います。候補日を口頭で申し上げます。第1候補として8月29日金曜日6時からお願いしたいと思います。

それから少し触れましたが、今年度の第1回市民提案手続きの日程を、7月1日火曜日から31日木曜日までの1ヶ月間、提案受付で事務を進めさせていただきたいと思いますので、ご了承をお願いします。

(委員長)

その他。なければこれで本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

以 上